

議案第67号

木津川市水道事業給水条例の一部改正について

木津川市水道事業給水条例（平成19年木津川市条例第196号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

将来にわたり、水道事業が健全な事業運営を維持し、安全・安心な水道水を安定して供給することができるよう、水道料金について所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

木津川市水道事業給水条例（平成19年木津川市条例第196号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後										改正前											
別表第1（第27条関係）										別表第1（第27条関係）											
(1か月につき、税抜)										(1か月につき、税抜)											
需要 種別	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	需要 種別	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm		
基本 水量	(略)										基本 水量	(略)									
基本	1,140	1,600	2,180	2,990	4,020	5,750	12,650	20,700	55,200	基本	1,000	1,400	1,900	2,600	3,500	5,000	11,000	18,000	48,000		
料金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	料金	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
従量	11m ³ から30m ³ まで 1 m ³ につき <u>160円</u>										従量	11m ³ から30m ³ まで 1 m ³ につき <u>140円</u>									
料金	31m ³ 以上 1 m ³ につき <u>195円</u>										料金	31m ³ 以上 1 m ³ につき <u>170円</u>									
備考	この表に定める以外のものについては、別に管理者が定める。																				
備考	この表に定める以外のものについては、別に管理者が定める。																				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1の規定は、令和8年5月分として算定する料金から適用し、令和8年4月分として算定する料金については、なお従前の例による。